

令和7年

財政援助団体等監査報告書

阿 見 町 監 査 委 員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、同条第7項の規定による財政援助に係る監査として実施した令和6年財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和7年8月21日

阿見町監査委員 佐藤 修 一
同 栗田 敏 昌

1 監査の目的

財政援助団体等監査は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、町が補助金、負担金その他の財政的援助を与えている団体等に対し、その出納その他の事務の執行が適切に行われているかについて監査するものである。

また、町による財政的援助を行うにあたっては、町執行部の事務体制、指導・監督の実態が密接に関係することを鑑み、同条第1項及び第5項の規定による監査をあわせて実施するものである。

2 監査実施団体

監査の対象となる団体に対する実施率及び令和6年の対象団体は、表1及び表2のとおりである。団体の選定に当たっては、これまでの監査実施状況を踏まえ、前回の監査から相当の期間を経ている団体や指摘事項のあった団体を主に選定した。

(表1)監査実施団体数及び実施率

区分	監査対象団体数	監査実施団体数	実施率
補助金等交付団体	25	6	24%
交付額1,000万円以上	8	2	25%

※表示単位未満を四捨五入

※交付額1,000万円以上の団体については、令和5年度及び令和6年度において全件監査実施済

(表2)監査実施団体及び町所管課の一覧

団体名	町所管課
阿見町スポーツ少年団本部	生涯学習課
阿見町体育協会	生涯学習課
阿見町区長会	町民活動課
阿見町交通安全協会	生活環境課
阿見町保護司会	社会福祉課
阿見町障害者福祉協議会	社会福祉課

3 監査期日

令和7年6月18日

4 監査対象範囲

令和6年度の事業を対象に実施した。主として、令和6年度交付分の補助事業等に係る事務を対象とした。

5 監査の重点項目

監査の重点項目は、次の3項目である。

項目	地方自治法における位置づけ
補助金が交付目的に沿って適正に活用されているか。	第199条第7項
補助金の交付申請、実績報告等の手続は適正に行われているか。	第199条第1項
補助金の経理が適正になされているか。	第199条第1項及び第7項

6 監査の方法

団体及び町所管課から事前に提出を受けた決算関係資料を確認するとともに、書面監査による経理関係帳票類等の閲覧や、団体及び町所管課から説明の聴取を行うなどの方法により実施した。

7 監査の結果

監査に付された各団体の決算関係資料及び経理関係帳票類等は、いずれもその計数は正確であり、適正に運営されているものと認められた。引き続き適切な指導等をお願いしたい。

一方、次のとおり一部において不適切な事案があったため、改善を要するものである旨報告する。

- (1) 交付申請から交付額確定までの事務手続きに関する事項
- (2) 補助金の充当先の記載に関する事項

8 監査の結果に基づく監査意見

(1) 交付申請から交付額確定までの事務手続きに関する事項

阿見町スポーツ少年団本部及び阿見町体育協会に関し、事前に補助金に係る実績報告書及びその添付資料の提出を求めているところ、決算資料や総会資料の提出はあったものの、実績報告書の提出はなく、当日持参資料にも含まれていなかった。このことにより、町の公金たる補助金の支出を監査することが困難となったため、当日中に実績報告書の持参及び提示を求めた。

補助金は、交付申請に対する審査を経て、補助金の交付決定がなされ、その後、交付決定者が提出する実績報告書により交付決定に基づく補助事業が適切に行われているかの確認をもって、正当な手続きが行われているか等の確認がされて初めて最終的な交付額の確定が行われるものである。このように、実績報告書の提出の有無は、町の公金たる補助金の交付にあたり、非常に大きな意味をもつこととなる。

以上のことから、交付申請から交付額確定までの事務手続きについて再度確認し、より適切な証拠書類の管理把握に努められたい。

(2) 補助金の充当先の記載に関する事項

阿見町スポーツ少年団本部及び阿見町体育協会の実績報告書の確認を行ったことは、(1)において述べたとおりであるが、当該報告書の記載事項において、補助金の充当先が示されておらず、不明確なものとなっていた。先述のとおり、実績報告書の提出をもって交付額を確定するため、適切に交付決定額に基づく補助事業の実績を確認することは、町の公金の支出の正当性確保の観点から、極めて重要な過程である。

実績報告書提出の際には、補助金の充当先といった詳細資料の提示や、使途状況調書を添付させるなど、その事業実績が明確となるように、適切な対応をお願いしたい。

9 総括

阿見町における補助金とは、個別の明確な定義はないものの、阿見町補助金等交付規則(昭和51年阿見町規則第6号)第2条において、「補助金等」として次のように定義されるとともに、同規則第3条によって、関係者の責務を定めている。

(定義)

第2条 この法律において「補助金等」とは、町が交付する次の各号の一に該当するものをいう。

- (1) 補助金
- (2) 利子補給金
- (3) その他相当の反対給付を受けない給付金で、町長がこの規則を適用する必要があると認めるもの。

2～6(略)

(関係者の責務)

第3条 町長は、町の公益を増進し、かつ町行財政の総合的見地から真に必要な場合においてのみ、法令、条例又は規則等（以下「法令等」という。）の定めるところに従い、合理的基準により補助事業等に要する経費を算出し、これを予算に計上するものとする。

- 2 補助事業者等及び間接事業者等は、補助金等が、町民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令等の定め及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付、若しくは融通の目的に従って誠実に補助事業又は間接補助事業を行うように努めなければならない。
- 3 補助金等に係る予算の執行に当たっては、町長及びその他の関係職員は、補助金等が町民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、補助金等が法令等及び予算が定めるところに従って、公平かつ効率的に使用されるように常に努めなければならない。

また、補助金等有する性質は、次のとおりである。

- (1) 反対給付を受けないこと。
- (2) 相手が利益を受けること。
- (3) 使途が特定されていること。

※出典：「補助金適正化法解説」（小滝敏之、全国会計職員協会、2013年）

以上のことを鑑みるに、補助金は、町民から徴収された税金その他の公金によってまかなわれるものであることを十分に理解し、その使途を明確にしたうえで、公平かつ効率的に使用されるべきものといえる。

そのためには、阿見町補助金等交付規則のほか、個別に定められる補助金交付要綱等の規定を順守し、適切な手続きのもと運用されることが求められる。

執行部においては、補助金交付の決定及び確定に必要な書類の審査に一層注意を払い、その交付額の適否について今一度見直しを図るなど、補助金の交付を慣例的なものとせず、公金の適切な運用に資することを期待したい。